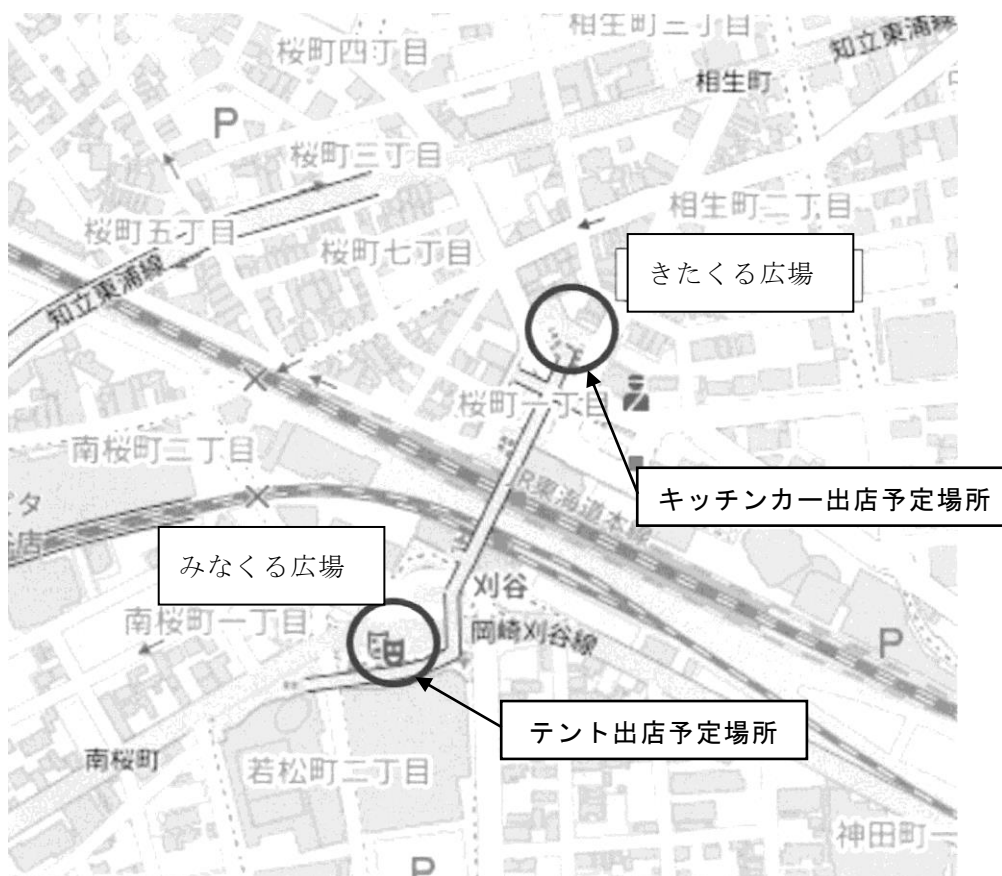


刈谷アニメ collection 2023 出店者募集要項

1 開催概要

- (1) 日 時 令和5年10月28日(土)
10時から21時【荒天中止】
- (2) 主 催 刈谷市観光協会
- (3) 場 所 みなくる広場(刈谷市若松町2丁目100番地)
きたくる広場(刈谷市桜町1丁目13番地)

※配置予定図は別紙参照



2 出店概要

- (1) 出店内容
- ① 飲食物の販売
 - ② 移動販売車による飲食物等の販売
 - ③ 店舗等のPR(パンフレット、チラシ、商品展示)

(2) 出店条件

申し込み時点で、以下の条件を満たしていること

※出店申込書及び（５）添付書類に事実と異なる場合や不備がある場合は、刈谷アニメ collection 事務局及び刈谷市商店街連盟で審査し、出店をお断りする場合があります。

- ① 刈谷市商店街連盟加盟店かつ刈谷市観光協会会員であること
- ② 申込時に、刈谷市商店街連盟（露店営業研究会）の公式 LINE アカウントを友達登録すること

※出店に関する連絡手段として使用するため

- ③ 販売品目等は、原則として、市内実店舗または事業所の事業内容に関するものであること
- ④ 飲食物の販売の場合は、市内に実店舗または事業所を有し、当該店舗で食品営業許可を受けていること

※食品営業許可申請中（開店準備中等）は、出店できません。

- ⑤ 飲食物の販売品目は、衣浦東部保健所で食品営業を受けられる露店品目に限ること
- ⑥ 移動販売車による販売は、④に加え、過去 1 年間で市内での販売実績を有すること
- ⑦ 販売行為を行ったことに起因して生じた損害を賠償するための保険に加入していること
- ⑧ 暴力団及びその関係団体との関係を有しないこと

※刈谷警察署に出店者名簿を提出し、照会をかける場合がありますので、予め了承ください。

⑨ 刈谷アニメ collection 参加者へ特典付与をすること

刈谷アニメ collection 参加者が品物を購入した際に、割引サービス等の特典付与をお願いします。コスプレイヤーとカメラマンには当日リストバンドを配布しますので、リストバンドの提示により参加者を判断することが可能です。特典内容については、アニメ collection の当日配布チラシや公式 HP、SNS 等にて PR します。

<特典内容（いずれもリストバンド提示で）>

A 当日「アニコレスペシャルメニュー」の販売をお願いします。※必須
（例：アニコレ唐揚げ等を 500 円で販売（通常 600 円））

B 11月4日（土）まで実店舗で受けられる特典をお願いします。※任意
（例：後日店内飲食時にソフトドリンク 1 杯無料）

(3) 募集区分及び出店料

募集区分	テントブース出店	移動販売車
募集数	テントブース 9 店舗 (みなくる広場) 移動販売車 3 店舗 (きたくる広場)	
出店料	1 ブース (小間) 11,000 円 →出店ブース (小間) 料 10,000 円、事務手数料 1,000 円	
ブース (小間) の大きさ	間口 3.6m×奥行 2.7m×高さ 1.85m~2.8m	間口 5.4m×奥行 3.6m (車両外での調理やテント・タープ等による飲食等スペースの確保は不可)
ブース設営者	主催者	出店者
主催者準備品	ブース表示板 (0.2m×1.2m)、横シート幕 3 方、照明用蛍光灯 2 本 (20w)、電源 (最大 1,000W) ※	ブース表示板 (0.3m×0.9m スタンド式)、電源 (最大 1,000W) ※
オプション備品 (税抜)	展示台 1 台 2,000 円、折畳机 1 台 1,500 円、折畳椅子 1 脚 500 円、電源 500W 追加ごとに 2,500 円、ブース下養生シート※ (2 重、5.4m×3.6m、処分費含む) 6,000 円、コンパネ (0.9m×0.9m) 1,000 円 (後日、会場設営業者より申込者へ直接請求します。)	

※電源は、主催者で一括管理を行います。(自社所有の発電機の持ち込みは禁止)

※テントブースはみなくる広場での出店、キッチンカーは、きたくる広場での出店です。

(4) 申込方法

「刈谷アニメ collection2023 出店申込書」に必要事項を記入し、(5)の添付書類とともに刈谷あきんどぷら座へ直接提出してください。

※申込み後の募集区分の変更は不可

※申込み後に出店品目を変更する場合は、**10月11日(水)**の出店者説明会終了時までには必ず刈谷市商店街連盟事務局へ連絡してください。

※「刈谷アニメ collection 2023 出店申込書」は、刈谷市商店街連盟ホームページからダウンロードしてください。(刈谷あきんどぷら座にも用意しています。)

※同一経営者の店舗または同系列店舗で複数のブース申込みは原則不可としま

すが、出店スペースに空きがある場合には申込みをされた方に調整をお願いする場合があります。

※ 8～10の注意事項を必ず確認の上、申込ください。

(5) 添付書類

- ・「食品営業許可証」の写し
- ・市内実店舗の「食品営業許可証」の写し（※移動販売車の方は不要）
- ・「保険証券」の写し（前述2（2）出店条件に記載の保険）
- ・販売車の「車検証」の写し（移動販売車の方のみ）
- ・誓約書

※上記の営業許可申請等に係る費用は出店者負担となります。

※調理する品目が多数の場合、当協会から保健所へ確認し、品目を削減していただく場合があります。品目数についてご不明な点等は、事前に保健所に相談の上、申込みしてください。

※新規に食品営業許可証を取得し、申込期限までに提出できない場合は、**10月11日（水）**の出店者説明会終了後までに、刈谷市商店街連盟事務局まで提出してください（FAX又は郵送可）。提出のない事業者は、出店をお断りする場合があります。

※食品営業許可証の営業所の名称等が出店者と異なる場合は、出店をお断りする場合があります。

※申込期限までに保険証券の写しが用意できない場合は、保険申込書の写しでも可としますが、この場合、後日、保険証券の写しを別途ご提出いただきます。

(6) 申込期限

令和5年9月27日（水） 午後4時必着

3 依頼事項

チョイス Pay を導入されている方につきましては、支払時にチョイス Pay の PR をお願いします。

チョイス Pay を導入されていない方につきましては、導入のご検討をお願いします。詳しくは市 HP（ページ ID：1009824）をご確認ください。

4 出店者の決定

申込内容の審査及び申込多数の場合の抽選を9月28日（木）10時より行い、結果は刈谷市商店街連盟（露店営業研究会）の公式 LINE アカウントで申込者全員に通知します。

5 出店申込者勉強会・出店場所抽選会

出店申込者に対する勉強会を開催し、出店場所を決定しますので、必ず現場責任者の出席をお願いします。

- (1) 日 時 令和5年10月11日（水）14時00分から
- (2) 場 所 中央生涯学習センター 405研修室（総合文化センター）

6 出店者説明会

出店者説明会には必ず現場責任者のご出席をお願いします。出席いただけない場合は、出店をお断りします。時間厳守をお願いします。

- (1) 日 時 令和5年10月11日（水）出店申込者勉強会後に実施
- (2) 場 所 中央生涯学習センター405研修室（総合文化センター）
- (3) その他

食品を扱う方 保健所から食品営業についての説明及び質疑応答がありますので、ご不明な点等は必ずご確認ください。

7 出店料の支払い

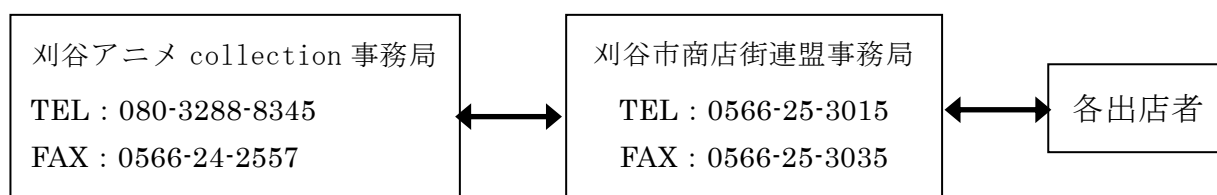
出店者説明会にて、お支払いください。なお、お釣りのない様にご準備をお願いします。

※出店料は、原則返金いたしません。詳細は「10出店料の取扱いについて」を参照してください。

※出店者説明会当日にお支払いいただけない場合は、出店できません。

8 連絡網について

開催前の連絡事項や、開催期間中のトラブルの際の連絡網は下記のとおりです。



9 出店に関する注意事項

- (1) 当日は、必ず主催者係員の指示に従い、出店申込書に記載の現場担当者を1名以上会場内に常駐させ、緊急時に対応できるようにしてください。
- (2) 展示、販売及びPRは出店場所内のみで行い、出店場所以外での広告、宣伝、販売などの行為は行えません。
- (3) 火気の使用については、別紙「火気取扱い注意事項」を厳守してください。違反することがあれば、ただちに撤収していただきます。
- (4) 飲食物を販売する場合は、出店場所が油などで汚れないように、出店者によりブース下（売り場含む）及び移動販売車下にビニールシートを2重で敷く等配慮をお願いします。万一汚した場合は、出店者で清掃するなど対応をお願いいたします。なお、汚れが清掃されていない場合などは、清掃費用を請求させていただきます。
- (5) 調理に火気器具等（電磁調理器を含む）を使用する場合は、業務用消火器の設置が義務付けられていますので、必ず用意してください。
- (6) 市内店舗のPRを目的としていますので、店舗名を記載した看板を移動したり、商品看板やのぼり等で隠したりしないでください。
- (7) 申請書類に虚偽の内容が含まれていた場合は、出店をお断りします。
- (8) 当日開催前に事務局が、各ブースの巡回を行います。申込品目以外のものの販売、使用禁止の機械等を使用していた場合は、販売を中止していただきます。
- (9) 割り当てられた小間の一部又は全部を譲渡又は貸与していることが発覚した場合は、ただちに撤収していただきます。
- (10) 公序良俗に反するもの並びに射幸心を煽るもの（射的・輪投げ）及び「くじ」の類は全面禁止しています。これらを行っていた場合は、ただちに撤収していただきます。
※禁止事例 ・ 有料での射的・輪投げ
・ 1等、2等などがあり、何がもらえるかはっきりしない。
・ サイコロを振り、出た目の商品がもらえる。
・ 料金を払い、好きな番号を言ってその中にある商品をもろうなど。
- (11) 開催期間中の商品の保管は、出店者の責任において行い、ブース内で発生したゴミは必ず出店者が責任を持って処分してください。ブース内に放置してあったり、ゴミステーションに持ち込まれたりした場合は、処理費を請求させていただきます。
- (12) 出店にかかる盗難・紛失については、刈谷市観光協会及び刈谷アニメ collection 事務局は一切責任を負いませんので、夜間も含め出店者の商品、備品、貴重品等は出店者の責任で管理してください。
- (13) 出店者の故意・過失により事故等があった場合は、出店者の責任において対処し

てください。

- (14) 営業終了時刻は、午後9時00分を予定しています。この時間に必ず営業を終了していただくよう時間厳守をお願いいたします(刈谷市商店街連盟事務局にて電源を一括管理します)。
- (15) 車両出店の場合、きたくる広場内に駐車する際必ずタイヤ下に養生をお願いします。点加重にならないようにご配慮ください。
- (16) 出店者の方は、点字ブロック上に駐車したり、点字ブロックの上に荷物を置いたりしないようご注意ください。

10 出店料の取扱いについて

出店料については原則返金いたしませんが、災害等緊急時の取扱いについては次のとおりとします。

- (1) 開催当日に、災害、荒天等により中止または時間短縮を決定した場合
→出店料は返金いたしません
- (2) 出店料徴収後から開催前日までに、災害、荒天等にて刈谷市観光協会が中止を決定した場合は、出店ブース(小間)料10,000円を返金させていただきます。

11 出店におけるペナルティについて

本要項記載のルール遵守の徹底のため、刈谷市商店街連盟にて、チェックシートを用いてチェックを実施します。その結果、違反事項がある場合、後日、刈谷市商店街連盟等で募集要項等に基づき審査を行い、減点または注意を課します。

ペナルティ

刈谷市観光協会主催の催事(刈谷桜まつり、刈谷わんさか祭り及び刈谷アニメcollection)でチェックを実施し、減点が累積2回となった場合は、刈谷市観光協会主催の催事への出店を1年間禁止します。また、注意が累積3回となった場合は、減点1とします。なお、ペナルティは減点・注意に関わらず、それぞれ指摘を受けた時から、3年経過後に消滅するものとします。

12 出店時について

食品を販売する場合は、祭り当日に「食品営業許可証」を見やすい位置に掲示し、「営業設備の概要」の写し(出店許可品目の分かるもの)を店舗内に携帯して営業してください。

1 3 荷物等の搬入・搬出について

- ・搬入・搬出用車両は、所定の時間内に限り、会場内に車を乗り入れることができません。

搬入：27日（金）16時～19時、28日（土）7時30分～9時00分

搬出：28日（土）21時30分～22時30分

- ・駐車場は所定の場所に駐車してください。（説明会にて案内します。）
- ・会場内外の既存施設を損傷した場合は、出店者の責任で原状回復してもらいます。

1 4 申込先・連絡先

刈谷市商店街連盟事務局（刈谷あきんどぷら座）

〒448-0844 刈谷市広小路5丁目46番地

電 話 0566-25-3015

F A X 0566-25-3035

■定休日 土・日・祝日 ■営業時間 午前9時00分～午後4時00分